

議案第一八号

一時借入金について

昭和三十一年度において三朝町歳出予算内の支出に充当するため次のとおり一時借入することができ

記

一、借入金額

四百万円以内

二、借入先

大蔵省、郵政省、山陰合同銀行、扶桑相互銀行、

鳥取銀行、鳥取県旧町村職員恩給組合資産管理組合、

三朝町農業協同組合

三、借入利率

日歩 三銭五厘以内

昭和三十一年三月十一日提出

三朝町長 坂出 雅己

昭和三十一年三月十九日 原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄

